

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	千葉県伝統的工芸品指定申請簿冊	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	商工労働部観光政策課	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県伝統的工芸品の指定要件の適合性を確認するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 職業・職歴、4 資格・賞罰	
記録範囲	千葉県伝統的工芸品指定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの収集（申請）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市町村、県関係機関、県ホームページ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	旅行者登録簿	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	商工労働部観光政策課	
個人情報ファイル等の利用目的	旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者の登録申請のため。	
記録項目	1 氏名、2 本籍・国籍、3 住所、4 生年月日・年齢、5 電話番号、6 性別、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 資格・賞罰、10 財産・収入、11 納税状況、12 商号	
記録範囲	千葉県知事登録旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者	
記録情報の収集方法	本人からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	県ホームページ、全国旅行業協会千葉県支部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口(総務部審査情報課) (所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	全国通訳案内士登録簿	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	商工労働部観光政策課	
個人情報ファイル等の利用目的	通訳案内士法の施行に係る事務の適正な管理を行うため。	
記録項目	1 登録番号、2 登録年月日、3 氏名、4 生年月日、5 住所、6 合格した外国語の種類、7 代理人（非居住者に限る）	
記録範囲	登録・変更・消除申請書等を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの収集（申請） ※ただし、本人が非居住者の場合、変更手続等きは千葉県在住の代理人から収集（申請）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国土交通省観光庁が運用している「通訳案内士登録情報検索サービス」へ入力・更新。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課）	
	（所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	通訳案内士法施行規則 第二十三条	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒 2 6 0－8 6 6 7 千葉県千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備 考	－	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	千葉とく旅キャンペーン参画事業者・利用者情報	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	商工労働部観光政策課	
個人情報ファイル等の利用目的	キャンペーン参画事業者及び利用者の情報を確認することを通じ、業務委託先（キャンペーン事務局）が適切に業務を遂行したか審査するため。	
記録項目	<参画事業者> 1 事業者名、2 事業者住所、3 代表者氏名、4 担当者情報（部署名・氏名・電話番号・メールアドレス）、5 金融機関情報、6 加盟団体 <利用者> 1 利用者氏名、2 連絡先、3 居住地、4 年齢、5 旅行申込内容、6 割引条件適用内容、7 ワクチン接種証明・陰性証明有無、8 クーポン受領日・受領枚数 ※ただし、2・4・7・8は令和4年10月10日宿泊（旅行）分までに限る。	
記録範囲	キャンペーン参画事業者及び利用者	
記録情報の収集方法	本人以外（業務委託先）からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—